

⑧河川・湖沼のダイオキシン類

平成 24 年度の水質, 大気及び化学物質測定結果における河川・湖沼のダイオキシン類調査結果の田川(新田川橋/松本市)の測定結果を表 3.1.1-12 に示す。
 これによると, 田川(新田川橋/松本市)では環境基準は達成されている。

表 3.1.1-12 河川・湖沼のダイオキシン類調査結果(平成 24 年度)(単位:pg-TEQ/l)

調査地点	調査結果	環境基準
田川(新田川橋/松本市)	0.039	1

出典:平成 24 年度 水質・大気及び化学物質測定結果について
 河川・湖沼のダイオキシン類調査結果(長野県環境部水大気環境課)

⑨水底の底質のダイオキシン類

平成 24 年度の水質, 大気及び化学物質測定結果における水底の底質のダイオキシン類調査結果の田川(新田川橋/松本市)の測定結果を表 3.1.1-13 に示す。
 これによると, 田川(新田川橋/松本市)では環境基準は達成されている。

表 3.1.1-13 水底の底質のダイオキシン類調査結果(平成 24 年度)(単位:pg-TEQ/g)

調査地点	調査結果	環境基準
田川(新田川橋/松本市)	0.21	150

出典:平成 24 年度 水質大気及び化学物質測定結果について
 水底の底質のダイオキシン類調査結果(長野県環境部水大気環境課)

⑩有害大気汚染物質

平成 27 年度の水質, 大気及び化学物質測定結果における有害大気汚染物質の調査結果の松本局及び松本渚交差点局の測定結果を表 3.1.1-14(1), (2)に示す。平成 20 年度～平成 27 年度の年平均値の経年変化を図 3.1.1-12(1)～(6)に示す。
 これによると, 松本局及び松本渚交差点局では環境基準及び指針値は達成されている。

表 3.1.1-14(1)有害大気汚染物質の調査結果(平成 26 年度)(単位:μg/m³)

項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	クロロホルム
松本局(一般環境大気)	0.87	0.44	0.51	1.3	0.038	0.015	0.21
松本渚交差点局(自動車排ガス)	1.5	0.39	0.60	1.4	0.087	0.039	0.30
環境基準	3	200	200	150	—	—	—
指針値※	—	—	—	—	2	10	18

表 3.1.1-14(2)有害大気汚染物質の調査結果(平成 26 年度)(単位:μg/m³)

項目	1,2-ジクロロエタン	1,3-ブタジエン	水銀及びその化合物	ニッケル化合物	ヒ素及びその化合物	マンガン及びその化合物
松本局(一般環境大気)	0.18	0.076	0.0017	0.0018	0.00058	0.0065
松本渚交差点局(自動車排ガス)	0.24	0.27	—	—	—	—
環境基準	—	—	—	—	—	—
指針値※	1.6	2.5	0.040	0.025	0.006	0.14

※指針値とは「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」
 出典:平成 26 年度 有害大気汚染物質実態調査(長野県環境部水大気環境課)

3.2 社会的状況

対象事業実施区域の松本市、山形村、朝日村の社会的状況の調査を行った。

3.2.1 人口及び産業の状況

3.2.1.1 人口の状況

平成18年～平成27年における長野県統計書の関係市町村の人口、人口密度、世帯数を表3.2.1-1に示し、平成18年～平成27年の人口、人口密度、世帯数の推移を図3.2.1-1(1)～(6)に示す。

平成28年1月1日現在の人口は松本市が241,452人、山形村が8,383人、朝日村が4,483人であり、人口密度は松本市が246.8人/km²、山形村が335.6人/km²、朝日村が63.5人/km²となっている。

また、平成18年から平成27年までの10年間における関係市町村の人口動態を表3.2.1-2に示す。松本市、朝日村では増減はあるものの減少傾向にあり、山形村は全体的には自然動態、社会動態に大きな変化は認められない。

表3.2.1-1 人口・人口密度・世帯数一覧

市町村	年	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	
松本市	人口	総数(人)	242,616	242,382	242,187	241,458	243,037	243,485	243,282	242,933	242,096	241,452
		男(人)	119,360	119,206	119,075	118,648	119,271	119,546	119,422	119,183	118,690	118,427
		女(人)	123,256	123,176	123,112	122,810	123,766	123,939	123,860	123,750	123,406	123,025
	人口密度(人/km ²)	——	——	——	——	248.5	248.8	248.6	248.2	247.4	246.8	
	世帯数(世帯)	94,960	95,588	96,266	96,589	97,303	98,405	99,638	99,832	100,202	100,672	
山形村	人口	総数(人)	8,287	8,377	8,432	8,469	8,425	8,397	8,418	8,425	8,363	8,383
		男(人)	4,084	4,121	4,144	4,167	4,147	4,160	4,139	4,143	4,107	4,119
		女(人)	4,203	4,256	4,288	4,302	4,278	4,237	4,279	4,282	4,256	4,264
	人口密度(人/km ²)	——	——	——	339.6	337.2	336.7	337.5	337.8	334.8	335.6	
	世帯数(世帯)	2,462	2,542	2,583	2,638	2,601	2,638	2,667	2,690	2,710	2,743	
朝日村	人口	総数(人)	4,847	4,801	4,781	4,752	4,741	4,708	4,634	4,574	4,521	4,483
		男(人)	2,358	2,329	2,326	2,309	2,298	2,283	2,244	2,214	2,193	2,176
		女(人)	2,489	2,472	2,455	2,443	2,443	2,425	2,390	2,360	2,328	2,307
	人口密度(人/km ²)	——	——	——	67.3	67.1	66.7	65.6	64.8	64.0	63.5	
	世帯数(世帯)	1,400	1,410	1,401	1,426	1,422	1,432	1,433	1,436	1,449	1,462	

注：松本市は旧市町村（波田町）を含む

出典：「平成18年～平成27年長野県の人口（長野県 平成18年～平成27年）」

3.2.7.5 水質汚濁防止法に基づく排水基準

対象事業の実施にあたっては、水質汚濁防止法によって規制される。水質汚濁防止法に基づく排水基準を表 3.2.7-12 に示す。

表 3.2.7-12 排出基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シアン化合物	1 mg CN/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
有機リン化合物(パラチオン,メチルパラチオン,メチルジメトン及び EPN に限る。)	1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	チウラム	0.06mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	シマジン	0.03mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの :10 mg B/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの :8 mg F/L
四塩化炭素	0.02mg/L	アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの,亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量:100mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		

備考 1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典：排水基準を定める省令(改正 平成28年6月16日 環境省令第15号)